

5-1 災害情報報告（防災危機管理課）

災害報告は、県における災害応急対策を決定し、災害復旧を行うための基礎となるものであるから迅速かつ的確でなければならないので、これに対応するための災害情報報告計画は、次のとおり定めるものとする。

1 報告すべき災害の範囲

報告すべき災害の範囲は、災害対策基本法第2条第1号規定により定められた災害とする。

2 報告責任者

県関係機関の長及び市町長は、災害報告のためあらかじめ報告責任者を指定しておくものとする。

3 報告の方法

報告は次の方法により行うものとする。ただし、これらの通信方法がいずれも不通の場合は、通信可能地域まで伝令により報告する等あらゆる手段をつくして報告しなければならない。

- (1) 県防災通信システム（地上系・衛星系）
- (2) 電話
- (3) 災害情報システム
- (4) インターネット

4 報告の内容と時期

(1) 発生報告

初期的なもので、被害の有無及び程度の概況についての報告とし、市町及び県機関並びに防災関係機関が災害を覚知したとき直ちに即報するものとする。

なお、報告にあたっては、迅速を旨とし、概況を様式1に示す事項について報告することとし、特に人及び家屋被害を優先して報告する。

(2) 中間報告

被害状況が判明次第、逐次報告するもので、様式2に定める事項について、判明した事項から逐次報告し、即報が2報以上にわたるときは先報との関連を十分保持するため一連番号を付して、報告時限を明らかにするものとする。

なお、報告にあたっては、警察署等と緊密な連絡をとりながら行うものとする。

(3) 最終報告

被害確定報告であるので、正確な調査結果を災害応急対策終了後10日以内に、様式2により行うものとする。

(4) その他即報事項

次に掲げる事項が発生した場合、市町等は直ちに報告するものとする。

- ア 市町災害対策本部（水防本部等を含む）を設置又は解散したとき。
- イ 市町長が自ら災害に関する警報を発したとき。
- ウ 避難の指示を行ったとき。

5 災害情報の収集及び報告

(1) 発見者の通報義務

災害の発生又は災害の発生が予測される異状現象を発見した者は、市町長又は警察官若しくは海上保安官に通報するものとする。

(2) 市町

ア 被害情報の収集は、関係機関、諸団体及び住民組織等に応援を求めて実施する。

特に、初期の情報は区長、組長等を通じ直ちに市町長に通報されるよう市町地域防災計画において体制を整えておくものとする。

イ 災害が発生したときは、直ちに災害調査班を編成するなどして、情報収集にあたるものとする。

ウ 被害が甚大な市町において情報の収集及び状況調査が不可能なとき、又は調査に専門的な技術を必要とするときは、県又は関係機関の応援を求めて実施するものとする。

エ 情報の収集、調査については、警察、県機関及び関係機関と充分連絡をとるものとする。

オ 市町は、収集した情報を、前述の4の(1)、(2)及び(3)の段階に応じて、所定の様式1又は様式2により、県支部に対して報告するものとする。

なお、報告にあたっての被害認定基準については、別表の基準によるものとする。

(3) 県支部

ア 支部長は災害の発生を覚知したときは、各班長を通じて積極的に情報収集にあたらせるものとし、必要に応じ、調査班を編成する等、総合的な被害調査に努めるものとする。

イ 支部長は、管内市町から情報収集及び状況調査について応援を求められたときは速やかに職員を派遣して、応援協力するものとする。

ウ 支部長は、管内市町長からの災害即報を様式2によりとりまとめ、迅速に県本部に対し報告するものとする。

(4) 県災害対策本部

ア 各対策部総括班長は、部内各班で収集した情報を、様式2にとりまとめ、事務局に通知するものとする。また必要に応じて、収集した情報を各班に関係する指定地方行政機関に通報するものとする。

イ 本部事務局は、各対策部、各支部及び関係機関からの情報をとりまとめ、本部長、各対策部及び関係機関に対し、逐次報告又は通報するものとする。

ウ 本部事務局は、収集した災害情報を、災害対策基本法第53条第2項の規定に基づき、別紙様式2の(1)により、逐次、内閣府（中央防災会議）及び消防庁に対して報告するものとする。

(5) 防災関係機関

防災関係機関は、それぞれの防災業務計画に定めるところにより、災害情報を状況に応じ県及びその他の関係機関に対し通報するものとする。

特に、運輸、通信、電力、ガス等の事業者は、運行不能、不通、供給停止等の事態が発生したとき又は応急復旧したとき、県災害対策本部事務局へ通報するものとする。

別表

災害の被害認定基準

分類	用語	被害程度の判定基準	
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体を確認することができないが、死亡したことが確実な者	
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いがある者	
	負傷者	重傷者	当該災害により負傷し、1月以上の治療を要する見込みの者
		軽傷者	当該災害により負傷し、1月未満で治療できる見込みの者
住家の被害	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。	
	世帯	生計を一つにしている実際の生活単位をいうが、同一家屋内の親子夫婦であっても生活の実態が別々であれば当然2世帯となる。また、主として学生等を宿泊させている寄宿舎、下宿、その他これに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいるものについては原則としてその宿泊者等を1世帯として取扱う。	
	全壊、全焼または流失	住家が滅失したもので、具体的には住家の損壊、若しくは、流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の50%以上に達した程度のものとする。報告については棟数ならびに世帯数及び人員とする。	
	半壊または半焼	住家の損壊がはなはだしいが、補修すれば元通りに使用できる程度のもので、具体的には損壊部分はその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のものとする。	
	床上浸水	浸水がその住家の床上に達した程度のもの、具体的には床上に達したとき、浸水が畳をこえた程度のもをいう。又は全壊あるいは半壊には該当しないが、土砂、竹木等の堆積により一時的に居住することができないものをいう。	
	床下浸水	床上浸水にいたらぬ程度に浸水したものをいう。	
	一部破損	損壊の程度が半壊焼にいたらぬ程度の住家の破損で、修理を必要とする程度のもとする。ただし窓ガラス2～3枚が割れた程度のもを除く。	
非住家の被害	非住家	住家以外の建物で、この報告中、他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。	
	公共建物	例えば、役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は、公共の用に供する建物とする。	
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。	
	非住家被害	全壊又は半壊の被害を受けたもの	
田畑等	流失・埋没	耕土が流失し、又は砂利等の堆積のため、耕作が不能となったもの	
	冠水	植付作物の先端が見えなくなる程度に水につかったもの	
その他被害	道路決壊	高速自動車道、一般国道、県及び市町道（道路法第2条第1項に規定する道路、以下同じ）の一部が損壊し、車両の通行が不能となった程度の被害をいう。ただし、橋りょうを除いたものとする。	
	橋りょう流失	市町道以上の道路に架設した橋が一部又は全部流失、一般の渡橋が不能になった程度の被害をいう。	
	河川決壊	河川法にいう1級河川及び2級河川（河川法の適用もしくは準用される河川）の堤防あるいは溜池、かんがい用水路の堤防が決壊し、復旧工事を要する程度の被害をいう。	
	鉄道不通	汽車、電車の運行が不能となった程度の被害をいう。	
	被害船舶	ろ、かいのみをもって運行する舟以外の船で、船体が没し、航行不能になったもの、及び流失し所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害をいう。	
電話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。		

分類	用語	被害程度の判定基準
その他被害	電気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
	水道	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
	ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
	ブロック塀	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
被災世帯数	被災世帯	災害により被害を受けて通常の生活を維持できなくなった世帯で全壊半壊、床上浸水により被害を受けた世帯をいう。
	被災者	被災世帯の構成員をいう。
火災発生	火災	地震又は火山噴火の場合のみとすること。
	建物	土地に定着する工作物のうち屋根及び柱若しくは壁を有するもの、観覧のための工作物又は地下若しくは高架の工作物に設けた事務所、店舗、倉庫、その他これらに類する施設をいい、貯蔵庫その他これに類する施設を除く。
	危険物	消防法第11条に起因する市町長等が許可した製造所等
	その他	建物及び危険物以外のもの
その他の公用施設	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、ろう学校養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
	港湾被害	港湾法第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設で復旧工事を要する程度の被害をいう。
	砂防被害	砂防法第1条の規定による砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸で復旧工事を要する程度の被害をいう。
	清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。
	公立文教施設	公立の文教施設とする。
	農林水産業施設	農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には河川、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路及び漁港とする。
	その他の公共施設	公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
畜産被害	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

災 害 発 生 報 告

市(町村)
 月 日 時 分
 受 信 時 刻
 発 信 者
 受 信 者

1	災害発生の日時	年	月	日	時	分
2	災害発生場所					
3	災害発生原因					
4 災 害 の 概 況	(1) 状 況					
	(2) 死 傷 者	氏名	年齢	職業	住所	備考
	(3) 被 害 家 屋	世帯主	年齢	職業	所在地	被害状況
5 災 害 に 対 し て 取 ら れ た 措 置	(1) 主な措置					
	(2) 避 難 状 況	地区名	世帯数	人員	避難先	命令、自主の別、その他
	(3) 消防機関の活動状況 ア 出動人員 消防職員_____名、消防団員_____名、計_____名 イ 主な活動内容(使用した機材を含む)					

中間報告・最終報告(共用)

発信機関				区 分			被害	区 分			被害		
報 告 第 報				11	(1) 流失、埋没	h a		34	公共文教施設	千円			
番号(月 日 時現在)					田	(2) 冠水	h a		35	農林水産業施設	千円		
報告者名						畑	(1) 流失、埋没	h a		36	公共土木施設	千円	
受領者名					12		(2) 冠水	h a		37	その他の公共施設	千円	
区 分			被害			13	文教施設	箇所		38	小 計	千円	
人 的 被 害	1 死者	人			そ の 他	14	病院	箇所		39	公共施設被害市町村数	団体	
	2 行方不明者	人				15	道路	箇所		そ の 他	40	農産被害	千円
	3 (1) 重症	人				16	橋りょう	箇所			41	林産被害	千円
	負傷者(2) 軽症	人				17	河川	箇所			42	畜産被害	千円
住 家 被 害	4 全壊	棟				18	港湾	箇所			43	水産被害	千円
		世帯		19		砂防	箇所		44		商工被害	千円	
	人		20	清掃施設		箇所							
5 半壊	棟		21	崖くずれ		箇所							
	世帯		22	鉄道普通		箇所		45	その他		千円		
人		23	被害船舶	隻			46	被害総額	千円				
6 一部破損	棟		24	水道	戸		人的被害者の住所氏名等						
	世帯		25	電話	回線								
	人		26	電気	戸								
	棟		27	ガス	戸								
7 床上浸水	世帯		28	ブロック塀等	箇所								
	人						今後の見とおし						
	棟		29	り災世帯数	世帯								
8 床下浸水	世帯		30	り災者数	人		消防機関の活動状況						
	人		火 災 発 生	31	建物	件							
非 住 家	9 公共建物	棟			32	危険物	件						
	10 その他	棟			33	その他	件						

災 害 名							
発 生 年 月 日							
発 生 場 所							
災害の概要							
47 市町村災害対策本部の設置状況							
48 災害救助法の適用状況							
避難状況							
応急措置及び救助活動の状況							
出動状況	49 消防団	人	51 警察官	人	53 自衛隊	人	
	50 消防吏員	人	52 その他の応援者	人	計	人	
文教施設・公共建物の名称、被害程度			不通道路橋りょう名				

被害状況内訳書

Table with columns: 区分, 符号, 被害量, 被害額(千円), 備考. Rows include categories like 人的被害, 住家被害, 非住家被害, 県有施設, 市町村有施設, 社会福祉施設, 医療施設, 環境衛生施設, 中小企業, 鉦工業, 観光施設.

被害状況内訳書

Table with columns: 区分, 符号, 被害量, 被害額(千円), 備考. Rows include categories like 施設関係, 農畜産物関係, 農林関係被害, 水産関係, 耕地関係, 林業関係.

被害状況内訳書

Table with columns: 区分, 符号, 被害量, 被害額(千円), 備考. Rows include categories like 土木関係被害, 文教関係被害, 総合計.

5-2 緊急放送要請（防災危機管理課）

災害対策基本法第57条及び第61条の3に規定する災害時における放送要請に関して愛媛県知事と日本放送協会松山放送局長は、同法施行令第22条の規定に基づき次のとおり協定する。

災害対策基本法施行令第22条に基づく協定

第1条 愛媛県知事（以下「甲」という。）が災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第57条（法第61条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づき、日本放送協会松山放送局（以下「乙」という。）に放送を行うことを求めるときは、本協定の定めるところによるものとする。

第2条 甲は、法第55条の規定に基づく通知若しくは要請又は法第60条第6項の規定に基づく避難の指示等について、公衆電気通信設備、有線電気通信設備若しくは無線設備により通信ができない場合又は著しく困難な場合において、その通信のための特別の必要があるときに、乙に対し放送を行うことを求めることができるものとする。

第3条 甲は、愛媛県内の市町長から、法第56条の規定に基づく警報の伝達若しくは警告又は法第60条第1項及び第3項の規定に基づく避難の指示等に係る放送要請の依頼を受けたときは、前条の規定に準じ、乙に対し放送を行うことを求めることができるものとする。

2 市町長は、真にやむを得ない事情により、甲を通じて前項の要請を行うことができないときは、本協定に定める手続きを準用して、直接乙に対し放送を行うことを求めることができるものとする。

第4条 甲は、乙に対し次に掲げる事項を明らかにして要請するものとする。

1. 放送要請の理由
2. 放送事項
3. その他必要な事項

第5条 乙は、甲から要請を受けた事項に関して放送の形式、内容、時刻及び送信系統をそのつど自主的に決定するものとする。

第6条 第4条に掲げる放送要請に関する事項の伝達及びこれに関する連絡の確実、円滑を図るため、甲及び乙はそれぞれ連絡責任者を定め、相互に届け出ておくものとする。

第7条 この協定の実施に関し必要な事項は甲及び乙が協議して定めるものとする。

第8条 この協定の成立を証するため当事者記名押印のうえ、各1通を保有する。

付 則

1. 本協定は、昭和39年12月1日から施行する。
2. 本協定は、平成27年2月13日から施行する。

平成27年2月13日

松山市一番町四丁目4番地2

甲 愛媛県
知 事 中 村 時 広

松山市堀之内五番地

乙 日本放送協会松山放送局
松山放送局長 原 田 達 也

(注) 同様の協定を以下の5放送局(会社)と締結している。

放送局名	協定締結年月日 (当初締結年月日)	協定締結者
南海放送株式会社	平成27年2月13日 (昭和52年8月1日)	代表取締役社長 田中 和彦
株式会社テレビ愛媛	平成27年2月13日 (昭和52年8月1日)	代表取締役社長 羽牟 正一
株式会社あいテレビ	平成27年2月13日 (平成4年10月1日)	代表取締役社長 左納 和宜
株式会社愛媛朝日テレビ	平成27年2月13日 (平成7年4月1日)	代表取締役社長 福田 正史
株式会社エフエム愛媛	平成27年2月13日 (昭和57年6月25日)	代表取締役社長 砂野 孝明

放送要請様式

受信者 (所属) (氏名) 発信者 (所属) (氏名)

件名 「災害対策基本法57条・第61条の3に基づく放送要請について」

平成 年 月 日 時 災害対策本部 発第 号

1 要請理由

- (1) 避難勧告、警報等の周知徹底を図るため
- (2) 災害時の混乱を防止するため
- (3) _____ (市、町) から要請があったため
- (4) その他 ()

2 放送事項

3 その他

貴局におかれましては、放送日時等について、速やかに下記までご連絡ください。

連絡先

5-3 災害時等における報道要請に関する協定（県警本部）

（趣旨）

第1条 この協定は、愛媛県知事が愛媛県地域防災計画に基づき災害対策本部を設置した場合又はこれに準ずる事態が発生した場合（以下「災害時等」という。）において、愛媛県が行う災害応急対策についての報道に関し、愛媛県公安委員会（以下「甲」という。）と株式会社愛媛新聞社（以下「乙」という。）との間の必要な事項を定める目的とする。

（報道の要請）

第2条 甲は、災害時等における災害の防止と被害拡大の防止等を図るため、次の事項に関する広報を行うに当たり、必要な場合には、乙に対し、報道要請を行うものとする。

- （1）警報の発令及び伝達、地震予知情報の伝達並びに避難の勧告又は指示に関すること
- （2）消防、水防その他の応急措置に関すること
- （3）被災者の救難、救助その他の応急措置に関すること
- （4）被害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関すること
- （5）施設又は設備の応急の復旧に関すること
- （6）保健衛生に関すること
- （7）交通の規制又は緊急輸送の確保に関すること
- （8）前各号に掲げるもののほか、災害の発生への防御又は拡大の防止のための措置その他の災害応急対策に関すること

（要請の手續）

第3条 甲は、前条の要請をする場合には、乙に対し、次に掲げる事項を明らかにして要請するものとする。

- （1）報道要請の理由
- （2）必要な報道の内容
- （3）その他の必要な事項

（報道の実施）

第4条 乙は、第2条各号に関する事項の広報について、甲から報道要請を受けたときは、適切に対応する。

2 乙は、報道の実施に関し、他の緊急通行車両の通行を妨げることのないように配慮するものとする。

（連絡責任者）

第5条 この協定の実施に関する連絡を円滑、かつ、確実なものとするため、連絡責任者を置くこととし、愛媛県警察本部交通部交通規制課長及び愛媛新聞社編集局長をもってこれに充てる。

（適用）

第6条 この協定は、締結の日から適用する。

（協議）

第7条 この協定の解釈に疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙の二者間において協議するものとする。

上記の協定締結の証として、本協定書2通を作成し、甲・乙が記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成8年12月1日

（甲）愛媛県公安委員長

山泉 眞也 印

（乙）株式会社 愛媛新聞社

代表取締役社長 今井 瑠璃男 印

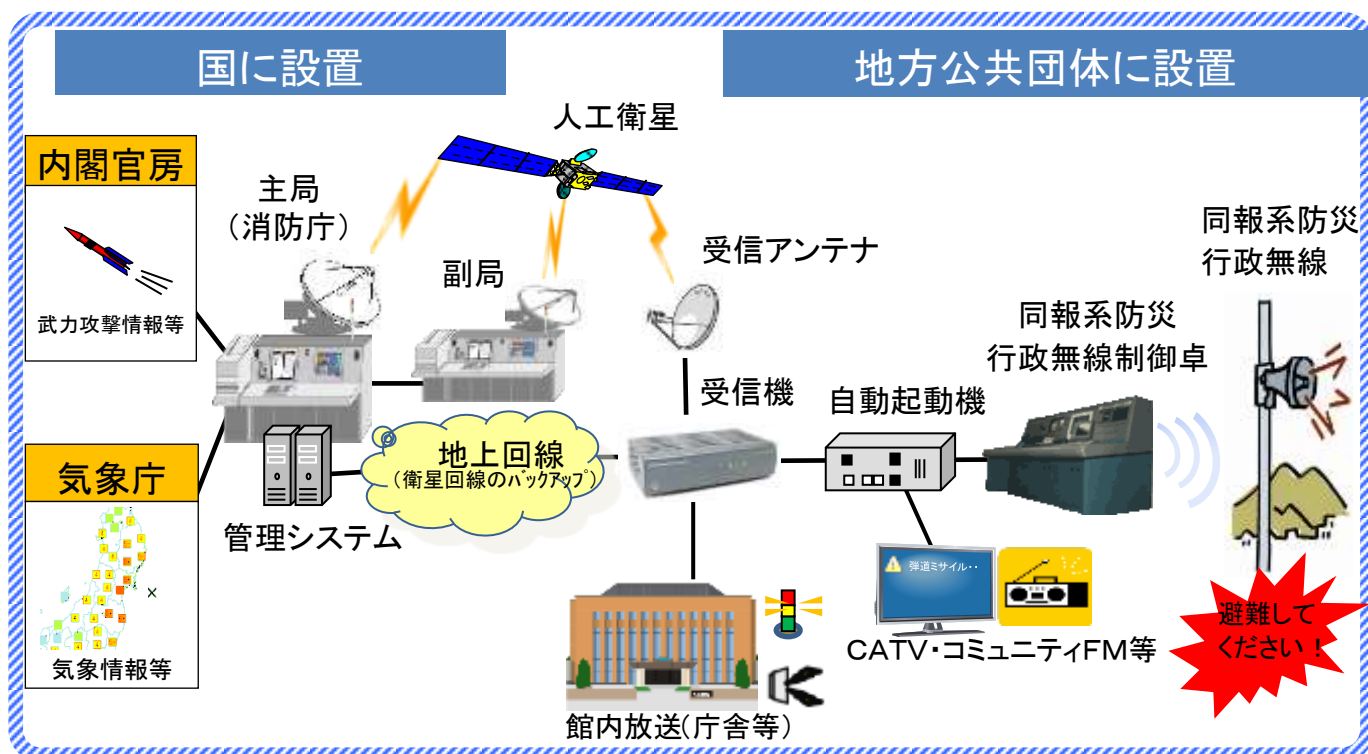
5-4 愛媛県震度情報ネットワークシステム（防災危機管理課）

No	市町名 (旧市町村名)	震度観測点名称 (気象庁発表名称)	観測点所在地 (感震器設置場所)	震度計 種別
1	松山市	松山市富久町	松山市富久町277〔西消防署西部支署〕	防科研
2	旧北条市	松山市北条辻	松山市北条辻1170-6〔中央消防署北条支署〕	防科研
3	旧中島町	松山市中島大浦	松山市中島大浦1626〔中島支所〕	県
4	今治市	今治市南宝来町二丁目	今治市南宝来町2-1-1〔今治市消防本部〕	気象庁
5	旧朝倉村	今治市朝倉北	今治市朝倉北甲397〔朝倉支所〕	県
6	旧玉川町	今治市玉川町	今治市玉川町三反地甲10〔玉川支所〕	県
7	旧波方町	今治市波方町	今治市波方町樋口甲253〔波方支所〕	県
8	旧大西町	今治市大西町	今治市大西町宮脇甲506-1〔大西支所〕	県
9	旧菊間町	今治市菊間町	今治市菊間町浜822〔菊間支所〕	県
10	旧吉海町	今治市吉海町	今治市吉海町八幡137〔吉海支所〕	県
11	旧宮窪町	今治市宮窪町	今治市宮窪町宮窪2668〔宮窪支所〕	県
12	旧伯方町	今治市伯方町	今治市伯方町木浦甲1235〔伯方支所〕	県
13	旧上浦町	今治市上浦町	今治市上浦町井口6605〔上浦支所〕	県
14	旧大三島町	今治市大三島町	今治市大三島町宮浦5708〔大三島支所〕	県
15	旧関前村	今治市関前岡村	今治市関前岡村甲732〔関前支所〕	県
16	宇和島市	宇和島市丸穂	宇和島市丸穂甲978〔天神小学校〕	防科研
17	旧吉田町	宇和島市吉田町	宇和島市吉田町西小路7番地〔吉田支所〕	県
18	旧三間町	宇和島市三間町	宇和島市三間町宮野下835〔三間支所〕	県
19	旧津島町	宇和島市津島町	宇和島市津島町岩松甲471〔津島支所〕	県
20	八幡浜市	八幡浜市広瀬	八幡浜市広瀬3-889	気象庁
21	旧保内町	八幡浜市保内町	八幡浜市保内町宮内1番耕地260番地〔保内庁舎〕	県
22	新居浜市	新居浜市一宮町	新居浜市一宮町1-5-1〔新居浜市消防本部〕	気象庁
23	旧別子山村	新居浜市別子山	新居浜市別子山甲347-1〔別子山支所〕	県
24	西条市	西条市新田	西条市新田183-1〔西条市消防本部〕	県
25	旧東予市	西条市周布	西条市周布349-1〔西条市民会館〕	防科研
26	旧小松町	西条市小松町	西条市小松町新屋敷甲496〔小松総合支所〕	県
27	旧丹原町	西条市丹原町池田	西条市丹原町池田1733-1〔丹原総合支所〕	県
28	大洲市	大洲市大洲	大洲市大洲690-1〔大洲市役所〕	県
29	旧長浜町	大洲市長浜	大洲市長浜町沖浦丙2254〔沖浦公園〕	防科研
30	旧肱川町	大洲市肱川町	大洲市肱川町山鳥坂274-1	防科研
31	旧河辺村	大洲市河辺町	大洲市河辺町植松548〔河辺支所〕	県
32	伊予市	伊予市下吾川	伊予市下吾川950-3〔伊予消防本部〕	防科研
33	旧中山町	伊予市中山町	伊予市中山町出淵2番耕地138-1〔中山地域事務所〕	県
34	旧双海町	伊予市双海町	伊予市双海町上灘甲5821-6〔双海地域事務所〕	県

No	市町名 (旧市町村名)	震度観測点名称 (気象庁発表名称)	観測点所在地 (感震器設置場所)	震度計 種別
35	四国中央市(旧 伊予三島市)	四国中央市中曾根町	四国中央市中曾根町500	防科研
36	旧 川之江市	四国中央市金生町	四国中央市金生町下分791-2〔川之江文化センター〕	県
37	旧 新宮村	四国中央市新宮町	四国中央市新宮町新宮461〔新宮総合支所〕	県
38	旧 土居町	四国中央市土居町	四国中央市土居町入野178〔土居総合支所〕	県
39	西予市(旧 宇和町)	西予市宇和町	西予市宇和町卯之町3-434〔西予市役所〕	県
40	旧 明浜町	西予市明浜町	西予市明浜町高山甲3420〔明浜支所〕	県
41	旧 三瓶町	西予市三瓶町	西予市三瓶町朝立1番耕地360-1〔三瓶総合支所〕	県
42	旧 野村町	西予市野村町	西予市野村町阿下7-147〔野村中学校〕	気象庁
43	旧 城川町	西予市城川町	西予市城川町下相945〔城川総合支所〕	県
44	東温市(旧 重信町)	東温市見奈良	東温市見奈良530-1〔東温市役所〕	県
45	旧 川内町	東温市南方	東温市南方281-3	防科研
46	上島町(旧 弓削町)	上島町弓削	越智郡上島町弓削下弓削210〔弓削総合支所〕	県
47	旧 魚島村	上島町魚島	越智郡上島町魚島1番耕地1362-1〔魚島総合支所〕	県
48	旧 生名村	上島町生名	越智郡上島町生名621-1〔生名総合支所〕	県
49	旧 岩城村	上島町岩城	越智郡上島町岩城1427-2〔岩城総合支所〕	県
50	久万高原町(旧 久万町)	久万高原町久万	上浮穴郡久万高原町久万212〔久万高原町役場〕	県
51	旧 面河村	久万高原町洪草	上浮穴郡久万高原町洪草2431〔面河支所〕	県
52	旧 美川村	久万高原町東川	上浮穴郡久万高原町東川428	防科研
53	旧 柳谷村	久万高原町柳井川	上浮穴郡久万高原町柳井川923〔柳谷支所〕	県
54	松前町	愛媛松前町筒井	伊予郡松前町大字筒井631〔松前町役場〕	県
55	砥部町	砥部町宮内	伊予郡砥部町宮内1392〔砥部町役場〕	県
56	旧 広田村	砥部町総津	伊予郡砥部町総津1124	防科研
57	内子町(旧 五十崎町)	内子町平岡	喜多郡内子町平岡甲168〔内子町役場〕	県
58	旧 内子町	内子町内子	喜多郡内子町内子1515〔内子分庁〕	県
59	旧 小田町	内子町小田	喜多郡内子町小田81番地〔小田支所〕	県
60	伊方町	伊方町湊浦	西宇和郡伊方町湊浦1993-1〔伊方町役場〕	県
61	旧 瀬戸町	伊方町三机	西宇和郡伊方町三机乙3003-6〔瀬戸総合支所〕	県
62	旧 三崎町	伊方町三崎	西宇和郡伊方町三崎1881	防科研
63	松野町	松野町松丸	北宇和郡松野町大字松丸343〔松野町役場〕	県
64	鬼北町(旧 広見町)	愛媛鬼北町近永	北宇和郡鬼北町大字近永1214〔鬼北町防災センター〕	県
65	旧 日吉村	愛媛鬼北町下鍵山	北宇和郡鬼北町大字下鍵山463〔日吉支所〕	県
66	愛南町(旧 城辺町)	愛南町城辺	南宇和郡愛南町城辺甲2420〔愛南町役場〕	県
67	旧 内海村	愛南町柏	南宇和郡愛南町柏497〔内海支所〕	県
68	旧 御荘町	愛南町御荘	南宇和郡愛南町御荘平城3063〔御荘支所〕	県
69	旧 一本松町	愛南町一本松	南宇和郡愛南町広見3535〔一本松支所〕	県
70	旧 西海町	愛南町船越	南宇和郡愛南町船越1289-1〔西海支所〕	防科研

5-5 全国瞬時警報システム(J-ALERT)の概要(防災危機管理課)

弾道ミサイル攻撃に関する情報や緊急地震速報、津波警報などの緊急情報を、人工衛星を通じて国(内閣官房・気象庁から消防庁を経由)から送信し、市区町村防災行政無線(同報系)等を自動的に起動することにより、人手を介さず瞬時に住民等に伝達することが可能なシステム。



【J-ALERTで配信される情報一覧】

	情報の種別	同報無線等を自動起動するもの	市町村の設定により同報無線等を自動起動できるもの
1	弾道ミサイル情報	○	
2	航空攻撃情報	○	
3	ゲリラ・特殊部隊攻撃情報	○	
4	大規模テロ情報	○	
5	その他の国民保護情報	○	
6	緊急地震速報	○	
7	津波警報(※)	○	
8	津波警報	○	
9	噴火警報(居住地域)(※)	○	
10	噴火警報	○	
11	気象等の特別警報(※)	○	
12	東海地震予知情報		○
13	東海地震注意情報		○
14	震度速報		○
15	津波注意報		○
16	噴火警報(火口周辺)		○
17	気象等の警報		○
18	土砂災害警戒情報		○
19	竜巻注意情報		○
20	記録的短時間大雨情報		
21	指定河川洪水予報		
22	東海地震に関連する調査情報		
23	震源・震度に関する情報		
24	噴火予報		
25	気象等の注意報		

(※)特別警報

5-6 大規模災害時における応急対策業務に関する協定書（技術企画室）

【(一社)愛媛県建設業協会】

愛媛県（以下「甲」という。）と社団法人愛媛県建設業協会（以下「乙」という。）は、大規模な地震・風水害等（以下「大規模災害」という。）が発生した場合の応急対策に係る業務（以下「応急対策業務」という。）の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲の管理する公共土木施設（以下「公共土木施設」という。）における大規模災害時の応急対策業務の実施に関し、甲が乙に対して協力を求めるときの必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、大規模災害発生時に、応急対策業務を実施する必要があると認めたときは、乙に協力を要請することができるものとする。

2 前項の要請があった場合、乙は、特別の理由がない限り協力するものとする。

3 要請は文書で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭により要請し、その後速やかに文書により行うものとする。

（応急対策業務）

第3条 甲が乙に対し協力を要請する応急対策業務は、次のとおりとする。

(1) 公共土木施設の被害情報の収集及び甲に対する報告。

(2) 障害物の除去及び応急復旧。

(3) その他甲が必要とする業務。

（応急対策業務施工者）

第4条 乙は、応急対策業務を実施する必要がある区域又は区間について、あらかじめ応急対策業務施工者（以下「応急業務施工者」という。）を選定しておくものとする。

（応急対策業務の指示）

第5条 応急業務施工者は、応急対策業務の施工箇所を所管する地方局長（以下「所管地方局長」という。）の指示を受けて業務を行うものとする。

ただし、必要な場合は、応急業務施工者の自主的判断により実施することができるものとする。

（応急対策業務の報告）

第6条 応急業務施工者が応急対策業務を実施したときは、当該業務の完了後速やかに業務内容等を記載した報告書を所管地方局長に提出するものとする。

（費用の負担）

第7条 第3条に規定する応急対策業務の実施に要した経費のうち、(2)及び(3)については甲が負担するものとし、(1)については甲は負担しないものとする。

（補償）

第8条 第2条の規定により、応急対策業務に従事した者が、負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の補償は、「労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）」の適用がない場合には、次に掲げる場合を除き、「災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対

する損害補償に関する条例（昭和 38 年愛媛県条例第 27 号）」を適用する。この場合において、同条例中「従事命令」とあるのは「協力要請」と読み替えるものとする。

- (1) 当該従事者の故意又は重大な過失による場合。
- (2) 当該負傷、疾病又は死亡が、第三者の行為による場合。
- (3) その他応急対策業務の実施に起因しない負傷など、補償することが適当でない場合。

2 第 3 条に規定する応急対策業務の実施に伴い、第三者に損害を及ぼした場合又は応急業務施工者の資機材等に損害が生じた場合は、応急業務施工者はその事実の発生後遅滞なくその状況を書面により所管地方局長に報告し、その処置について双方協議するものとする。

(細目)

第 9 条 この協定に基づく応急対策業務を行うために必要な細部の事項については、別に細目を定めるものとする。

(有効期間)

第 10 条 この協定は、協定契約締結の日からその効力を有するものとし、甲乙いずれからも文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続する。

(協議)

第 11 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各 1 通を保有するものとする。

平成 16 年 9 月 14 日

松山市一番町 4 丁目 4 番地 2

甲 愛媛県

知 事 加 戸 守 行

松山市二番町 4 丁目 4 番地 4

乙 社団法人愛媛県建設業協会

会 長 有 光 和 雄

【愛媛県建設産業団体連合会】

愛媛県（以下「甲」という。）と愛媛県建設産業団体連合会（以下「乙」という。）は、大規模な地震・風水害等（以下「大規模災害」という。）が発生した場合の応急対策に係る業務（以下「応急対策業務」という。）の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲の管理する公共土木施設（以下「公共土木施設」という。）における大規模災害時の応急対策業務の実施に関し、甲が乙に対して協力を求めるときの必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、大規模災害発生時に、応急対策業務を実施する必要があると認めたときは、乙に協力を要請することができるものとする。

2 前項の要請があった場合、乙は、特別の理由がない限り協力するものとする。

3 要請は文書で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭により要請し、その後速やかに文書により行うものとする。

（応急対策業務及び対象団体）

第3条 甲が乙に対し協力を要請する応急対策業務は、次のとおりとする。

(1) 公共土木施設の被害情報の収集及び甲に対する報告

(2) 障害物の除去及び応急復旧

(3) 応急復旧に係る調査、測量及び設計

(4) 応急対策に必要な資材及び機材の提供

(5) その他甲が必要とする業務

2 本協定の対象となる乙の加盟団体（以下「対象団体」という。）及び具体的な応急対策業務は、別表のとおりとする。

（応急業務施工者）

第4条 乙は、応急対策業務を実施する必要がある区域又は区間について、あらかじめ応急対策業務施工者（以下「応急業務施工者」という。）を選定しておくものとする。

（応急対策業務の指示）

第5条 応急業務施工者は、応急対策業務の施工箇所を所管する地方局長（以下「所管地方局長」という。）の指示を受けて業務を行うものとする。

ただし、必要な場合は、応急業務施工者の自主的判断により実施することができるものとする。

（応急対策業務の報告）

第6条 応急業務施工者が応急対策業務を実施したときは、当該業務の完了後速やかに業務内容等を記載した報告書を所管地方局長に提出するものとする。

（費用の負担）

第7条 第3条第1項に規定する応急対策業務の実施に要した費用のうち、第2号から第5号に係るものについては甲が負担するものとし、第1号に係るものについて甲は負担しないものとする。

(補償)

第8条 第2条の規定により、応急対策業務に従事した者が、負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の補償は、「労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）」の適用がない場合には、次に掲げる場合を除き、「災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例（昭和38年愛媛県条例第27号）」を適用する。この場合において、同条例中「従事命令」とあるのは「協力要請」と読み替えるものとする。

- (1) 当該従事者の故意又は重大な過失による場合。
- (2) 当該負傷、疾病又は死亡が、第三者の行為による場合。
- (3) その他応急対策業務の実施に起因しない負傷など、補償することが適当でない場合。

2 第3条に規定する応急対策業務の実施に伴い、第三者に損害を及ぼした場合又は応急業務施工者の資機材等に損害が生じた場合は、応急業務施工者はその事実の発生後遅滞なくその状況を書面により所管地方局長に報告し、その処置について双方協議するものとする。

(細目)

第9条 この協定に基づく応急対策業務を行うために必要な細部の事項については、別に細目を定めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定は、協定契約締結の日からその効力を有するものとし、甲乙いずれからも文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続する。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成19年3月19日

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

甲 愛媛県

知事 加戸守行

愛媛県松山市二番町四丁目4番地4

乙 愛媛県建設産業団体連合会

会長 浅田毅

別表（第3条関係）

対象団体及び応急対策業務

団体名	応急対策業務
(社) 愛媛県測量設計業協会	<ul style="list-style-type: none"> ○公共土木施設の被害情報の収集及び甲に対する報告並びに応急復旧に係る調査、測量及び設計 ○その他甲が必要とする業務
四国地質調査業協会 愛媛支部	<ul style="list-style-type: none"> ○公共土木施設の被害情報の収集及び甲に対する報告並びに応急復旧に係る調査、設計及びボーリング関連工事に係る応急復旧 ○その他甲が必要とする業務
(社) 愛媛県電設業協会	<ul style="list-style-type: none"> ○公共土木施設の照明設備、電光掲示設備、排水ポンプ設備、その他電気設備等に関する被害情報の収集及び甲に対する報告並びに障害物の除去及び応急復旧 ○応急対策に必要な発電機、投光器等電気関係資機材の提供 ○その他甲が必要とする業務
(社) 日本造園建設業協会愛媛県支部	<ul style="list-style-type: none"> ○公共土木施設の樹木、緑地、修景施設等に関する被害情報の収集及び甲に対する報告並びに倒木等障害物の除去及び応急復旧 ○その他甲が必要とする業務
(社) 全国道路標識・標示業協会四国支部 愛媛県協会	<ul style="list-style-type: none"> ○公共土木施設の標識、防護柵、その他交通安全施設等に関する被害情報の収集及び甲に対する報告並びに障害物の除去及び応急復旧 ○応急対策に必要な標識、防護柵、その他交通安全資機材等の提供 ○その他甲が必要とする業務
(社) 全国特定法面保護協会四国地方支部	<ul style="list-style-type: none"> ○公共土木施設の法面災害等に関する被害情報の収集及び甲に対する報告並びに浮石、落石、倒木等障害物の除去及び応急復旧 ○その他甲が必要とする業務
愛媛県法面工事業協同組合	<ul style="list-style-type: none"> ○公共土木施設の法面災害等に関する被害情報の収集及び甲に対する報告並びに浮石、落石、倒木等障害物の除去及び応急復旧 ○その他甲が必要とする業務

(注) ここでいう公共土木施設とは、甲が管理する道路、河川、港湾、海岸、砂防、地すべり、急傾斜地、都市公園に係る施設及び区域をいう。

5-7 大規模災害時における救援支援活動に関する協定

愛媛県（以下「甲」という。）と愛媛県隊友会（以下「乙」という。）とは、大規模災害時に必要な救援支援活動に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、大規模災害時における、住民の安全を確保するため、甲が乙に対して、災害救援に関し協力を求めるときに必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、大規模災害時に次条に掲げる業務を遂行するため、乙の協力を得る必要があると認められるときは、乙に対し協力を要請することができるものとする。

2 前項の規定による要請は、様式第1号により業務の内容及び期間等を指定して文書で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法ともって要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（業務の内容）

第3条 甲が乙に対し協力を要請する業務は、次のとおりとする。

- （1） 災害応急対策物資等の輸送支援活動
- （2） 負傷者等の救出・救護支援活動
- （3） 避難所の運営支援活動
- （4） その他災害応急対策支援活動

（業務の実施）

第4条 乙は、第2条の規定により要請を受けたときは、要請業務を実施するための措置をとるとともに、その措置状況を様式第2号により甲に提出するものとする。

2 甲は、第2条の規定により救援活動を要請したときは、関係市町、警察、消防等関係機関にその旨を通知するものとする。

（費用の負担）

第5条 第4条の規定により、乙が実施した業務に要した燃料費及びその他の経費は、甲が負担する。ただし、人件費は除くものとする。

2 前項の費用は、当該地域における通常の実費とし、甲乙協議して定める。

(費用の請求及び支払い)

第6条 乙は、業務の終了後、当該業務に要した前条の費用について甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、内容を確認し、速やかにその費用を支払うものとする。

(免責事項)

第7条 乙の業務実施により生じた乙の事故等に対しては乙の責に帰するものとし、甲は、その責を負わない。

(救援活動可能能力の報告)

第8条 乙は、毎年4月1日現在の人員等救援活動可能能力を甲に報告するものとする。

(担当者等の報告)

第9条 甲と乙は、様式第3号により、この協定に係る担当者及び連絡先等を協定締結後、速やかに相手方に報告するものとし、変更があった場合には、直ちに相手方に報告するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項またはこの協定に関して疑義が生じた事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定は、平成17年11月17日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成17年11月17日

松山市一番町4丁目4番地2

甲 愛媛県

知 事 加 戸 守 行

松山市三番町8丁目352-1

自衛隊愛媛地方連絡部内

乙 愛媛県隊友会

会 長 重 松 恵 三

様式第1号

派遣要請書

第 号

平成 年 月 日

愛媛県隊友会

会長

殿

愛媛県知事

大規模災害時における救援支援活動の要請について

「大規模災害時における救援支援活動に関する協定」第2条の規定に基づき、下記のとおり要請します。

なお、本要請に対する措置の状況を、同協定第4条に定める措置状況報告書により報告願います。

記

要請する救援支援活動

要請する期間	活動区域及び活動内容	派遣規模

様式第2号

措 置 状 況 報 告 書

平成 年 月 日

愛媛県知事

殿

愛媛県隊友会
会長

「大規模災害時における救援支援活動に関する協定」第4条の規定に基づき、当会の措置の状況を下記のとおり報告します。

記

救援支援活動実施状況

活動可能期間	活動区域及び活動内容	派遣規模

様式第3号

担当者連絡先報告書

平成 年 月 日

殿

「大規模災害時における救援支援活動に関する協定」第8条の規定に基づき、担当者名及び連絡先を下記のとおり報告します。

記

順位	所 属	担当者名	電話 (FAX) 番号
1			TEL FAX
2			TEL FAX
3			TEL FAX

(注) 電話 (FAX) 番号は、緊急時に連絡可能なものを記載

5－8 大規模災害発生時等の支援に関する協定

愛媛県警察本部（以下「甲」という。）と愛媛県警友会連合会（以下「乙」という。）は、大規模災害、大規模警衛警護警備を要する事案その他警察職員の大量動員を要する事案の発生時（以下「大規模災害発生時等」という。）における警察業務の円滑な推進を確保するための支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、大規模災害発生時等において乙から支援を得ることで、甲の警察業務をより円滑に推進することを目的とする。

（支援の要請）

第2条 甲は、大規模災害発生時等において、必要があると認めるときは、乙に対し支援を要請するものとする。

2 前項の規定による支援要請は、支援要請書（別記様式）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭等によることができる。

3 甲は、第1項の規定による支援要請について変更が生じたとき又はその必要がなくなったときは、その都度、乙に通知するものとする。

（支援員の選定）

第3条 前条第1項の規定による支援要請を受けた乙は、原則として愛媛県警察安全協力員運用要綱（平成20年12月26日付け例規警第1606号、生企第1595号、交企第398号、備第566号。以下「要綱」という。）に規定する愛媛県警察安全協力員（以下「警察安全協力員」という。）の中から支援員を選定し、甲に通知するものとする。

（その他）

第4条 要綱に基づく警察安全協力員の運用については、従前のおりとする。

（協議）

第5条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲及び乙が協議して定める。

（有効期間）

第6条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の日から起算して30日前までに、甲及び乙のいずれからも特別の意思表示がない場合は、更に1年間有効期間を延長するものとし、以後同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成26年 8月 1日

甲 愛媛県警察本部長
警視長 川邊 俊一

乙 愛媛県警友会連合会
会長 渡邊 滋夫

別記様式（第2条関係）

年 月 日

愛媛県警友会会長 殿

愛媛県警察本部長

支援要請書

事 案 名	
活 動 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日
活 動 場 所	
必 要 人 員	
活 動 内 容	
備 考	

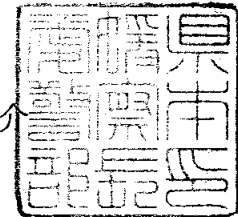
大規模災害に際しての愛媛県警察と陸上自衛隊第14特科隊との相互協力に関する協定

愛媛県警察(以下「県警察」という。)と陸上自衛隊第14特科隊(以下「第14特科隊」という。)は、大規模災害(県警察及び第14特科隊の相互の協力が必要となるその他の事態を含む。以下同じ。)に際し、迅速かつ円滑な応急対策の実施等に資するため、県警察と第14特科隊の相互協力に関し、次のとおり協定する。

平成18年4月3日

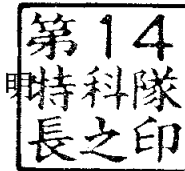
愛媛県警察本部長

警視長 栗野友介



陸上自衛隊第14特科隊長

1等陸佐 幸野英



(協定の目的)

第1条 この協定は、大規模災害に際し、県警察及び第14特科隊がその任務を遂行するため、相互の連絡調整並びに警察官等(県警察職員及び県警察装備をいう。)及び第14特科隊の大規模災害の発生地その他の目的地(以下「被災地等」という。)への迅速な移動に係る協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

(大規模災害に際しての協力の内容)

第2条 この協定に定める相互協力の内容は、「情報交換」、「連携のための調整」及び「移動のための協力」とする。

1 情報交換

- (1) 県警察及び第14特科隊は、速やかに大規模災害に係る情報を収集し、相互に提供するものとする。
- (2) 第14特科隊は、県警が情報を収集するに当たり、県警察職員の自衛隊の航空機への同乗及びその他の必要な協力を行うものとする。
 - ア 県警察は、県警察職員の自衛隊の航空機への同乗及びその他の協力を必要とするときは、様式1により第14特科隊に依頼するものとする。
 - イ 第14特科隊は、前項の依頼内容を適当と認めたときは、速やかに様式2により県警察に回答するものとする。

2 連携のための調整

- (1) 県警察及び第14特科隊は、被災地等における人命救助及びその他の救助活動又は事態への対応(以下「救援活動等」という。)をより効果的に行うため、連携してその任務に当たるよう相互に調整を行うものとする。
- (2) 連携のための調整は、県警察及び第14特科隊で現地調整機関等を設け、原則として県警察の施設における調整のための会議により行うものとする。

3 移動のための協力

(1) 第14特科隊は、救援活動等を行うことを命ぜられた警察官等の愛媛県内の被災地等への迅速な移動を確保するため、当該警察官等の輸送協力を行うものとする。

ア 県警察は、上記移動にかかわる協力を必要とするときは、様式1により第14特科隊に依頼するものとする。

イ 第14特科隊は、前項の依頼内容を適当と認めたときは、速やかに様式2により県警察に回答するものとする。

(2) 県警察は、災害派遣を命ぜられた第14特科隊が愛媛県内において移動する際に、先導その他当該部隊の被災地等への迅速な移動を確保するために必要な協力を行うものとする。

ア 第14特科隊は、上記移動にかかわる協力を必要とするときは、様式3により県警察に依頼するものとする。

イ 県警察は、前項の依頼内容を適当と認めたときは、速やかに様式4により第14特科隊に回答するものとする。

4 緊急を要する場合の協力依頼

第2条1(2)、第2条3(1)及び(2)に規定する協力については、文書によるいとまがないときは口頭により行い、その後速やかに文書を送付するものとする。

(平素の連絡調整)

第3条 県警察と第14特科隊は、大規模災害に際し、迅速かつ適切にその任務を遂行することができるように、平素から連絡調整を行うものとする。

(協議)

第4条 この協定に定める事項について疑義が生じたとき、及びこの協定に定めのない事項については、その都度、県警察と第14特科隊で協議するものとする。

附 則

- 1 この協定は、平成18年4月3日から実施する。
- 2 大規模災害に際しての愛媛県警察と陸上自衛隊第2混成団特科大隊との相互協力に関する協定(平成9年5月12日付け協定)は、廃止する。

様式 1

備 第 号
年 月 日

陸上自衛隊第14特科隊長 殿

愛媛県警察本部長 印

大規模災害発生に伴う警察活動への協力について(依頼)
「大規模災害に際しての愛媛県警察と陸上自衛隊第14特科隊との相互協力に関する協定」に基づき、次のとおり警察活動への協力を依頼します。

協力種別	<input type="checkbox"/> 情報収集のための自衛隊航空機への同乗						
	<input type="checkbox"/> 警察官等の移動のための協力						
日 時	年 月 日 時 分から 時 分までの間						
種 別	<input type="checkbox"/> ヘリコプター <input type="checkbox"/> その他 ()						
区 間							
(コース)							
搭乗者等 (名)	所 属	職名(階級)	氏 名	年齢	血液型	連 絡 先 等	
備 考							

様式 2

14特第 号
年 月 日

愛媛県警察本部長 殿

陸上自衛隊第14特科隊長 印

大規模災害発生に伴う警察活動への協力について(回答)

「大規模災害に際しての愛媛県警察と陸上自衛隊第14特科隊との相互協力に関する協定」に基づき、 年 月 日付けで依頼のあった件について、次のとおり協力することとしたので回答します。

第特長

協力種別	<input type="checkbox"/> 情報収集のための自衛隊航空機への同乗 <input type="checkbox"/> 警察官等の移動のための協力			
日時	年 月 日 時 分から 時 分までの間			
種別	<input type="checkbox"/> ヘリコプター <input type="checkbox"/> その他 ()			
区間 (コース)				
人員	所	属	職名(階級)	氏名
				以下 名
備考 (条件等)				

14特第 号
年 月 日

愛媛県警察本部長 殿

陸上自衛隊第14特科隊長 印

大規模災害発生に伴う自衛隊部隊への協力について(依頼)
「大規模災害に際しての愛媛県警察と陸上自衛隊第14特科隊との相互協力に関する協定」に基づき、次のとおり自衛隊部隊への協力を依頼します。

協力種別	<input type="checkbox"/> 自衛隊部隊の先導等				
日時	年 月 日 時 分から 時 分までの間				
区間					
(コース)					
部隊規模	部隊名				
	責任者	以下 名			
	車 両	大 型	台	そ の 他	台
		中 型	台	計	台
小 型		台			
備 考 (条件等)					

様式 4

備 第 号
年 月 日

陸上自衛隊第14特科隊長 殿

愛媛県警察本部長

印

大規模災害発生に伴う自衛隊部隊への協力について(回答)

「大規模災害に際しての愛媛県警察と陸上自衛隊第14特科隊との相互協力に関する協定」に基づき、 年 月 日付けで依頼のあった件について、次のとおり協力することとしたので回答します。

第特長

協力種別	<input type="checkbox"/> 自衛隊部隊の先導等				
日 時	年 月 日 時 分から 時 分までの間				
区 間					
(コース)					
自衛隊の 部隊規模	部隊名				
	責任者	以下 名			
	車 両	大 型	台	そ の 他	台
		中 型	台	計	台
小 型		台			
責 任 者	所 属				
	階 級	氏 名			
	車 両	パトカー	台	計	台
白バイ		台			
備 考 (条件等)					